



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 226 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)
- 227 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 228 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 229 生活保護法による指定施術機関の廃止 (")
- 230 " (")
- 231 生活保護法による施術機関の指定 (")
- 232 生活保護法による指定介護機関の廃止 (")
- 233 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 234 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 235 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (")
- 236 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課)
- 237 " (")
- 238 " (")
- 239 肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課)
- 240 保安林の指定 (森林整備課)
- 241 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 242 道路の区域変更 (")
- 243 新道路の供用開始等 (")
- 244 都市計画事業の事業計画の変更認可 (道路建設課)
- 245 " (")
- 246 " (")
- 247 平成21年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (都市政策課)

○ 選挙管理委員会告示

- 21 政治団体の設立の届出
- 22 政治団体の届出事項の異動の届出
- 23 資金管理団体の届出事項の異動の届出
- 24 政治団体の収支報告書の要旨

○ 正誤

平成21年2月20日付け和歌山県報第2038号和歌山県告示第204号中

告 示

和歌山県告示第226号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年4月16日まで縦覧に供する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成21年2月16日
- 2 名称
特定非営利活動法人紀北福祉情報ネット
- 3 代表者の氏名
南山多美
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県紀の川市井田140番地の2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域の福祉事業に従事する様々な職種に対して、ネットワークの形成に関する事業及び自己研鑽のための勉強会・研修会・見学会などを開催することで、福祉事業従業者の精神の充実を図る。
また、地域住民全体に対しては、高齢者・障がい児者に対する在宅介護情報や、育児・子育て・男女共同参画等の充実のための活動、生きがい支援事業等により、地域福祉のより一層の充実を寄与する。

和歌山県告示第227号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日

伊歯 2-31	恩地歯科医院	伊都郡かつらぎ町大谷 146	平成 21.1.8
------------	--------	-------------------	--------------

伊歯 33-20	恩地歯科医院	伊都郡かつらぎ町大谷 146	平成 21.1.9
-------------	--------	-------------------	--------------

和歌山県告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
------------------	--------	-------------	-----------------------

和歌山県告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋柔 10-10	大浦崇	大浦整骨院隅田分院	橋本市隅田町垂井49-2	平成 20.6.30

和歌山県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとさ

れる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
紀柔 3-19	岩橋敏彦	岩橋整骨院	紀の川市東三谷312-1	平成 21.1.1

和歌山県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとさ

れる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀柔 7-20	岩橋猛	岩橋整骨院	紀の川市東三谷312-1	平成 21.1.13

和歌山県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）

により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
--------	------------	----------	-----------	---------	-------

株式会社ウエダ薬局	海南市船尾365-19	スマイル温山荘前調剤薬局	海南市船尾365-19	居宅療養管理指導	平成20.10.14
株式会社広域有田	有田郡有田川町西丹生図401番	わかばの郷	有田郡有田川町西丹生図401番	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成21.1.15

和歌山県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ウエダ薬局	海南市船尾263-5	スマイル温山荘前調剤薬局	海南市船尾365-16	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成20.10.14
有限会社調剤薬局花みかん	三重県南牟婁郡御浜町阿田和字平見6066番地2	調剤薬局花みかんはるる店	田辺市下屋敷町15-9	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成21.1.19
社会福祉法人昭仁会双苑	有田郡有田川町奥222-1	吉備苑訪問介護	有田郡有田川町奥466-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.1.4
株式会社広域有田	有田郡有田川町西丹生図401番	わかばの郷	有田郡有田川町西丹生図251-1番地	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成21.1.15

和歌山県告示第234号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011300120	てんとう虫	伊都郡かつらぎ町大谷247-1	児童デイサービス	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大野941-5	平成21.2.28

和歌山県告示第235号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011100058	ひかり作業所	海草郡紀美野町下佐々173	就労継続支援B型	知的障害者	社会福祉法人生石会	海草郡紀美野町下佐々173	平成21.3.1	平成27.2.28

和歌山県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業西山大池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間 平成21年3月4日から平成21年4月1日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局産業振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地課

和歌山県告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業別所池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成21年3月4日から平成21年4月1日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局産業振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地課

和歌山県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営中山間総合農地防災事業恋野地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成21年3月4日から平成21年4月1日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、伊都振興局産業振興部農地課及び橋本市経済部農林整備課

和歌山県告示第239号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第714号	魚かす粉末	9.0魚かす粉末	窒素全量9.0 りん酸全量6.0	該当なし	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成27.3.1

和歌山県告示第240号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字倉谷104の2、105の6から105の8まで、字上浦189の1、191、192の1、192の2、193の1、193の2、195、196の3、221の3、223の2、223の9、224、231の1から231の3まで、232、233の1、236の2、244、246の1、246の3、字中蔵263
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立

木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第241号

平成19年和歌山県告示第208号（道路の区域変更）で区域を変更した道路のうち有田郡有田川町天満161番1地先から同町土生284番2地先までの延長583.40メートルについては、平成21年3月3日から供用を開始する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 日置川大塔線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
西牟婁郡白浜町田野井1332番1地先から同町田野井43番3地先まで	旧	9.10 ） 17.40	236.00	田野井橋 L=12.00
同上	新	9.10 ） 17.40	236.00	田野井橋 L=12.00
同上	新	8.00 ） 19.20	210.00	

和歌山県告示第243号

平成21年和歌山県告示第242号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年3月3日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第244号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成2年和歌山県告示第12号和歌山都市計画道路事業3・4・21号六十谷手平線
- 3 事業施行期間
平成2年1月9日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地

収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

和歌山県告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成12年和歌山県告示第734号和歌山都市計画道路事業7・7・1号城北中之島側道線
- 3 事業施行期間
平成12年8月1日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更あり（和歌山県和歌山市源蔵馬場一丁目、新魚町、本町七丁目、鍋屋町、本町九丁目及び嘉家作丁）東布径丁五丁目を削る。
使用の部分
変更なし

和歌山県告示第246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成14年和歌山県告示第920号和歌山都市計画道路事業7・7・1号城北中之島側道線
- 3 事業施行期間
平成14年10月25日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

和歌山県告示第247号

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成21年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、当該試験の実施に関する事務は、同法第15条の17第1項の規定により、和歌山県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成21年3月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験期日及び時間

(1) 「学科の試験」

ア 二級建築士

平成21年7月5日(日)午前10時から午後5時10分まで

イ 木造建築士

平成21年7月26日(日)午前10時から午後5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

ア 二級建築士

平成21年9月13日(日)午前11時30分から午後4時まで

イ 木造建築士

平成21年10月11日(日)午前11時30分から午後4時まで

2 試験場

(1) 「学科の試験」

和歌山県立和歌山北高等学校 和歌山市市小路388

(2) 「設計製図の試験」

和歌山大学 和歌山市栄谷930

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込期間及び時間

(ア) 期間 平成21年4月1日(水)から平成21年4月7日(火)まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書の受付場所及び受付期間

(ア) 社団法人和歌山県建築士会

a 受付場所 和歌山市ト半町38 和歌山県建築士会館内

b 受付期間 平成21年4月13日(月)から平成21年4月17日(金)までの午前10時から午後4時まで

(イ) 社団法人和歌山県建築士会田辺支部

a 受付場所 田辺市朝日ヶ丘15-14 田辺建築センター内

b 受付期間 平成21年4月13日(月)及び平成21年4月14日(火)の午前10時から午後4時まで

(ウ) 社団法人和歌山県建築士会新宮支部

a 受付場所 新宮市馬町1-1-4 烏藤一級建築設計事務所内

b 受付期間 平成21年4月13日(月)及び平成21年4月14日(火)の午前10時から午後4時まで

イ 学科の試験の免除者の申請

学科の試験の免除の申請は、平成19年又は平成20年の試験の学科の試験(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行う。

ウ 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、原則としてアの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているもの限り、郵送を認める。郵送の場合は、受付期間の最終日までの消印のあるもので、宛先を明記し、所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成21年12月3日(木)(予定)

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士は平成21年8月25日(火)(予定)に、木造建築士は平成21年9月8日(火)(予定)に通知する。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

6 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、平成21年6月10日(水)ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年3月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山口進後援会	小田溜	松山啓一	田辺市芳養町3152-3	平成 21.1.15
塚寿雄後援会	中岸誠	宮本恵子	田辺市本宮町檜葉117番地	平成 21.1.19
にかい俊博和歌山 新風会新春有志の つどい実行委員会	山本善昭	井谷美美子	和歌山市広道20 第三田中ビル2階	平成 21.1.19

和歌山県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年3月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
春陽会	主たる事務所の所在地	新宮市磐盾2-58	新宮市緑ヶ丘1-8-23	平成 20.3.31	政治団体	
西野豊後援会	主たる事務所の所在地	岩出市根来5-1	岩出市根来98-8	平成 21.1.13	政治団体	
谷口和樹後援会	主たる事務所の所在地	田辺市鮎川658-5	田辺市鮎川597-6	平成 21.2.2	政治団体	
岡本章後援会	代表者	湊日出孝	石本博之	平成 21.2.3	政治団体	
	会計責任者	木村憲次	保脇正義	平成 21.2.3	政治団体	
吉田かつみを応援する会	政治団体の名称	吉田かつみを応援する会	吉田かつみ後援会	平成 21.2.4	政治団体	
	代表者	山崎義行	大西三郎	平成 21.2.4	政治団体	
吉本かんよう後援会	主たる事務所の所在地	岩出市山194-14	岩出市相谷18-6	平成 21.2.4	政治団体	
政治結社三和塾和歌山県	政治団体の名称	政治結社三和塾和歌山県	政治結社三和塾和歌山県支部	平成 21.2.6	政治団体	主たる活動区域の異動により総務大臣届出に変更
	代表者	岡田浩伸	川端朝則	平成 21.2.6	政治団体	

	会計責任者	川端朝則	岡田浩伸	平成 21.2.6	政治団体	
--	-------	------	------	--------------	------	--

和歌山県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公

表する。

平成21年3月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
佐藤春陽	新宮市長	春陽会	主たる事務所の所在地	新宮市磐盾2-58	新宮市緑ヶ丘1-8-23	平成 20.3.31

和歌山県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成19年分）の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成21年3月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	森本隆夫後援会	新和政策調査会
報告年月日	平成21年2月3日	平成21年2月9日
資金管理団体の届出をした者の氏名		吉井 和視
資金管理団体の届出に係る公職の種類		和歌山県議会議員
1 収入総額	0	204
ア 前年繰越額	0	204
イ 本年収入額	0	0
2 支出総額	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

正 誤

正 誤

平成21年2月20日付け和歌山県報第2038号和歌山県告示第204号中

ページ	誤	正
8	水泳	水深